

2004 年 9 月議会

2004/9/22

○知事の政治姿勢について

新しく知事になられた伊藤知事への初めての質問です。誠意あるご答弁をお願いいたします。

●平和・憲法の問題について

我が国は、2000万人のアジアの人々の命と、300万人の我が国の国民の命を奪った過去の戦争の過ちを2度と繰り返さないとして、憲法9条で「戦争をしない」「武器をもたない」と定めました。今、この9条を含めた憲法を改定するという動きが政府・与党をはじめ民主党なども競い合うように強まっています。わが党は、戦前から一貫して、平和と民主主義をまもるために侵略戦争に反対してきた党であり、憲法改悪を許さず、9条を含めたすべての条項を守るために力をつくすものであります。

こういう情勢の下で、井上ひさし氏、大江健三郎氏、小田実氏、加藤周一氏など、日本の良心と知性を代表する9名のよびかけで「日本国憲法を守るという一点で手をつなごう」というアピールが出され、「9条の会」が作られました。

知事は、この憲法9条に対してどのような認識をお持ちでしょうか、おたずねします。

知事は、国が定めた有事関連法の「国民保護法」に基づく国民保護計画を策定するという役割をもった「危機管理調整会議」を設置されました。そもそも、「有事関連法」は、憲法を真っ向から否定し、アメリカの戦争に日本が官民あげて参戦するためのものであります。日本が攻撃を受けていない段階から米軍による日本全土の空港・港湾の優先使用が可能になるのです。もし、鹿児島の空港や港から、米軍の戦闘機や艦船が出撃していくことになれば、まさしく、鹿児島県民が、米軍の対戦相手からの標的になるという、つまり県民の命が危険にさらされることになります。

国が言う「有事」の際に、米軍や自衛隊による鹿児島の空港や港の優先的な使用を求められても、県民の安全を守るという立場で、知事として、断固拒否すべきだと考えますが、いかがですか。

また、自民党の久間章生氏の奄美への米軍佐世保基地の機能の一部移転の提案という発言について、昨日の答弁で、知事は「個人的見解である」という理由で言及を避けられました。しかし、この発言は「個人的見解」ではすまされない重大な内容であり、県民の安全に責任を持つ知事であるからこそ、この発言に対して、立場を明らかにすべきであります。そもそも奄美振興事業は、戦後8年間にわたってのアメリカの占領下で、住民の暮らしと産業、社会資本の整備がなおざりにされ、日本本土に比べて特別に困難な状況におかれてきたのを改善するために設けられた事業です。その苦難に耐えて日本復帰を勝ち取った奄美の人たちに、再び米軍基地の下で生活することを「奄美振興」の名で押しつけようとする久間氏の発言は、米軍占領とたたかった奄美の人たちを侮蔑するものといわざるを得ません。わが党は、翌日、直ちに久間氏にたいして、厳しく抗議し、撤回を求める文書を送りました。

知事は、施政方針演説でも、奄美について「豊かな自然・伝統文化等の特性を生かした産業の振興や、人と自然が共生する癒しの島づくりなど、自立的発展に向けた取り組みを積極的に推進」す

ると発言されていますが、この発言と照らし合わせても、奄美への米軍基地移転など断固ゆるすべきではありません。改めて、知事の見解をうかがいます。

●義務教育費国庫負担制度について

政府は、「国から地方へ」「官から民へ」をかかげて、国と自治体の責任を放棄、後退させ、福祉や教育などの水準を保障してきた地方への財政支出を削減しようとしています。「三位一体改革」は、地方への支出を削減することを通じて、国の財政再建を行う方向を重視しており、地域の再生どころか、地域の崩壊を促進するものとなっています。

知事は、義務教育費国庫負担金削減案に賛成した理由として「一般財源化されても、地方交付税の基準財政需要額に算定されるから、心配ない」と言われますが、「三位一体改革」によって、本県は、今年度予算編成が困難となり、交付税措置されず全額が借金となる財政健全化債を3月補正予算にも前倒しして、計300億円も計上するといった事態に陥ったではありませんか。

三位一体改革が少なくとも2006年度まで続いていく中で、税源移譲でこれまで通り財源が確保されるという保障もなく、地方交付税も削られていこうとする中で、「基準財政需要額云々」というのは国の改革推進を優先する立場をとるための言い訳にしか聞こえません。

そもそもこれは、単なる財政上の数字のつじつま合わせの問題ではなく、義務教育の条件整備は国の責任でおこなうべきであるという憲法、教育基本法に定められた国の責任を放棄するもの、そしてそれを知事が認めたという大きな問題です。あらためて、義務教育費国庫負担制度は堅持すべきであることを強く申し上げ、次の質問にうつります。

●市町村合併問題について

市町村合併も「三位一体改革」と同様、国の財政支出を大幅に減らすことに、大きなねらいがあります。総務省はこれまでも、「市町村合併は行政改革の最たるもの」と言い、2003年11月に総務省の交付税課長が講演の中で「市町村合併すれば安上がりになる」と発言しています。知事はまさしく、総務省の一員として、市町村合併推進の先頭に立ってこられました。しかし、今は鹿児島県の知事であり、国が地方への財政支出削減策として推し進めている市町村合併に対して、地方を守るという立場にたつべきであります。

私は、6月議会で、2件の合併の議案に対し、合併後に住民サービスなどの施策がどのように変わっていくのかが十分に検討されていないことを指摘し、反対しましたが、今になって、住民の間からは、「こんなはずではなかった」という声があがっています。

たとえば、「薩摩川内市」となる川内市でも、川薩地区法定合併協議会の会長である川内市長が、『「サービスは高く、負担は軽く」』というのは理想」と発言。さっそくこの8月末で、均一バスを廃止、その結果、これまで200円均一だったのが、最高3倍近くもの580円となった。また、ホームヘルパー料金の10%負担を6%に軽減していた助成を、合併を期に廃止するなど、住民サービス低下の状況が次々に明らかになっています。

昨年9月議会での私の質問に対し、総務部長は「市町村合併にあたって懸念される事項」について「法定合併協議会で十分議論・検討され、各地域の実情に応じた適切な対応がなされる」と答弁されました。でも、実際に合併前に協議されているのは、新市町村の名称や庁舎の位置などであり、住民にとって、最も切実な暮らしや福祉や教育に関わる施策がどのように変わっていくかは、合併を先に決めてから、合併するまでの間に明らかにすればいいと、先送りになっているのが現状です。これで住民の意思を尊重した合併になっていくのか、はなはだ疑問であります。

合併を急ぐあまり、住民サービスの動向についても論議がないままに合併を決めようとしている

現状に対して、どのように認識しておられるのか。合併する市町村のために基金を積んでいるが、同様に、合併をしない自治体に支援策を講じることは考えないのか。以上知事におたずねいたします。

●川内原発増設について

8月9日の美浜原発で、死者5名を出す大事故が発生し、点検のあり方と共に原発そのものに対する多くの住民の不安の声が広がっています。

美浜原発と同じ型の原子炉をもつ川内原発において、9月10日の定期点検中の1号機で、蒸気発生器内の伝熱細管に損傷と摩耗が見つかり、九州電力は1号機の蒸気発生器3基すべて取り替えるとしています。しかし、「加圧水型炉は蒸気発生器の交換を考慮して設計されていなかった」ことが指摘されており、本来予定されていなかった部品交換は新たな不安全要因を作り出す可能性があります。原発という未確立な技術と「安全神話」にたよったエネルギー政策は深刻なゆきづまりに直面しているのです。わが党は、川内原発の1号機の廃炉を求め、3号機増設に反対するものがあります。

知事は、代表質問の答弁で、3号機増設については「環境影響調査について、徹底した情報公開を行い、地元とも十分に議論をつくし、判断したい」と答えられました。わが党が2000年11月に実施したアンケート調査では、鹿児島市では回答者の73%、川内市では79%の人が増設に反対という結果でありました。地元の意見を十分に聞くというのであれば、増設について、直接住民に意志を確認するための「住民投票」を行うべきであると考えますがいかがですか。

●警察の捜査費、捜査用報償費と情報公開について

知事の政治姿勢として最後にもう一つおたずねいたします。知事は、「日本一透明県宣言」を掲げられました。これが、かけ声だけに終わらぬよう実効ある施策を強くもとめるものであります。

福岡県警、静岡県警、そして北海道警では、日本共産党議員団の調査、追求やOB、現職警官による実名での内部告発などにより、不正経理問題が明るみに出ています。

警視庁は、今年2月に、内部監査強化の実施計画作成や、偽名領収書の廃止を指示しました。偽名領収書というのは、捜査協力者に対して捜査費を支払う際、自己に危険が及ぶことが予想されるなどの事情から本人以外の名義による領収書を認めていたものです。

この7月に、全国市民オンブズマン連絡会議が、この偽名領収書についての情報公開を全国一斉に請求したところ、「偽名領収書を特定した県警」、「偽名領収書を特定できない、と回答した県警」などほとんどの県警が偽名領収書の存在は認めている中で、鹿児島県とほか2県だけが「偽名領収書は存在していない」と回答しました。

今月13日には、北海道警では、1998年度から3年間の捜査費と捜査用報償費の計14億円ほぼ全額が裏金化され、約半分にあたる約6億7000万円が捜査活動以外への流用や使途不明であることが明らかになりました。

本県でも、この3年間で捜査費―国費1億5700万円、捜査報償費―県費9925万円、合計2億5600万円が使われています。

わが党には、この間複数の人物から匿名による情報が寄せられました。県内の警察署を特定した上で、「当時の警察署長が定年退職をむかえるにあたり、会計課長に命じて県費を流用し、警察署員を各課単位に研修と銘打って公費で〇〇〇〇へ、（これは地名も特定されていますが、）1泊旅行を実施し、夜宴会をした」「一部仕事の都合上やむなく不参加の職員は後日現金を受け取り、また一部の職員にあっては現金のほか出張扱いと称して休みまで取得した」「警察署長は自分が在職中

または定年をむかえるにあたり会計課長に命じて裏金を捻出させ計画実施したことを当時、また退職後もしばらく部内、部外に豪語していた」とあり、「真相の究明を望みます」と結ばれています。

北海道では、昨年11月、日本共産党道議団の迫及にも、「不正はない」「改めて調査はしない」などと議会で居直っていたものです。今回、道警の調査中間報告で、捜査費・捜査用報償費のほぼ全額の裏金化をしぶしぶは認めたものの、裏金づくりのシステムや幹部の裏金私物化など核心部分はおおやみの中ですよ。

そこでおたずねします。他の県警では認めている過去の偽名領収書について、本当に本県では存在しないのか、どういう根拠に基づいてそう言えるのか。また、北海道、静岡、福岡で明らかになったような不正経理はないと断言できるのかお答えください。

◆答弁を受けて（一回目）

最大の国民保護は、戦争や有事を招かない外交の力、政治の力を強めることであります。そして、「戦争をしない」「武器をもたない」と定めた憲法9条を世界に高らかにかけることでもあります。知事の役割というのは、何をおいても、180万県民の命と安全を守るのが第1であります。知事が、国に対しても、憲法を守り、県民の命を守る立場で望まれることを強く要望いたします。

今、国のかけ声ですすめられている「市町村合併」は、地方をリストラすることにより、国の財政再建を果たしていこうというものです。

知事は「自主性」を尊重すると言われながら、「法定合併協」が休止状態の自治体に合併推進室長を出向させ、首長に対して法定協の「再開」を迫るという事実があるようですが、合併で、住民の暮らしがどのように変わっていくのか具体的な情報を提供し、十分な検討時間をとることこそ、本当の自主的な合併ではないでしょうか。

県は、合併する自治体への財政的支援のための基金をつくっておりますが、政府によって、市町村を合併に追い込む財政締め付けや、小規模自治体の交付金削減が行われている今こそ、県として、県下の市町村を守っていくために、合併をしないところへの財政的支援が必要ではないでしょうか。

「透明県政」という点では、警察の捜査費、ならびに捜査報償費について、徹底した情報公開を要望いたします。また、質問では割愛いたしましたが、公共事業における談合問題については、今年2月に談合情報処理要領が改正されて以来、9件の談合情報が寄せられ、うち5件について、新しく設置された公正入札調査委員会にかけられましたが、いずれも談合の認定はなされませんでした。9件の落札結果のうち、落札率の最も低いものが77.5%、高いものが96.9%でありました。談合の一掃は、本県財政にも大いに貢献するものであります。知事の「日本一透明県政」実現のためにも、談合は絶対に許さないという立場での、談合情報処理要領のさらなる実効ある改善や入札制度の改善を強く求め、次の質問にうつります。

○県民の声を紹介しながら質問

知事は施政方針演説や答弁の中で幾度となく「『力みなぎる、かごしま』をつくる」と言われていますが、何に、どこに、どんな力をみなぎらせるのかが問われると思います。それは、県民一人一人のくらしの力をみなぎらせるということではないでしょうか。そのためには、今、県民がどんな状況に置かれているのかの認識が必要です。しかしながら、知事の施政方針演説の中には、それ

についての言及がありませんでした。私は、長期の深刻な不況の中で、現在県民の置かれている状況について、県民の声を紹介しながら質問をすすめてまいります。

●高校の「再編整備計画」について

先の6月議会において、県立高校5校を廃止し、新たに2校を作るという議案が可決されました。また、先日は、種子島高校と種子島実業高校、そして徳之島高校と徳之島農業高校の統廃合の計画案が発表され、それぞれの地元に、衝撃が走っています。

来年度からの長島高校が廃校となり、阿久根市の鶴翔高校に通うことになり、長島町、東町の生徒の通学が困難になります。

「鹿児島新報」の報道によると、長島町で現在、月額4400円のバス代で15分かかっている生徒が、22580円の通学費となり所要時間も80分になる。東町では現在4400円のバス代で、30分なのが、21260円になり、時間も65分に。これが獅子島の生徒になるとさらに費用はかさみ、現在、11820円で65分ですが、28680円となり、所要時間は1時間45分になります。

バスを利用せず、バイクで通学することも考えられますが、バイクでの走行距離を考えると毎朝、毎夕のことですから途中の安全がとても心配されます。親の身になって考えていただきたい。

これだけの所用時間や費用のことを考えると、どう考えても教育の機会均等が保障されていないとしか思えません。

長島高校が廃止されることによって生じるこのような新たな負担については、県教委としてはどのように考えておられるのかお聞かせください。「日本一の教育県宣言」をされている知事として、通学バスの運行や通学費の補助、または学生寮などの支援策を講じるべきだと考えますが、いかがですか。また、統廃合についての発表から実施まであまりにも性急であると思われるが、この点についての見解を求めます。

●医療、福祉の分野について

知事はマニフェストで「医療・福祉が充実した『暮らし安心日本一』のかごしまをめざします」と掲げられました。また、「安心して子育てができる施策を推進します」とも述べられています。

そこで、私は、乳幼児医療費助成の現物給付と国民健康保険税の負担軽減への県の助成を求め、質問いたします。

まず、乳幼児医療費助成の現物給付についてですが、昨日の代表質問で、現物給付を求める質問に対して、知事は「受診者のコスト意識が薄れること」、「複数の医療機関の把握が困難なこと」、「国保の国庫負担金の減額されること」これらの理由で、「現在は償還払いだが、他県の動向も参考にしながら研究していきたい」と答弁されました。そこで、私は他県の状況を紹介し、現物給付の実施を強く求めたいと思います。

現在、全国で現物給付を導入している都道府県は28にものぼります。九州でも、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県が現物給付です。全国で6割もの都道府県が、国保の国庫負担金の減額というペナルティを受けながらも、現物給付を実施しているのはなぜでしょうか。それは、2001年6月の参議院本会議で178名の全会一致で採択された「少子化対策推進に関する決議」でも述べられているように、「子どもが未来の社会を担う存在であることを思えば、子どもを生み、育てることを社会的に支援していくことは、我が国にとって、きわめて重要な課題である」からです。

複数の医療機関の把握が困難であることも、本当にやる気があれば解決できるものです。宮崎県と佐賀県では、1レセプトごとに月300円を自己負担の限度額としています。病院ごとに月に3

00円払うわけですから、総額を把握する必要はありません。大分県は、自己負担そのものがありますから、これも総額を把握する必要はありません。このように、地域によって助成に違いが出ている現状を本当に解決するためには、乳幼児医療費の無料制度を国の制度としていくことが必要です。しかし、それを待たずに、都道府県として助成制度を拡充するのは、全国の状況をみても、時代の流れであります。「南日本新聞」のひろばには、これまで幾度となく、現物給付を求める声のっています。その一つに「以前住んでいたえびの市では、3歳未満は1回の受診につき薬代も含めて窓口で300円支払うだけでした。」「子どもが幼いときは、手当が厚いところに住みたい」そして最後に「子どもを育てやすい町づくりの一環として、乳幼児医療費助成の改善を望みます。」と結ばれていました。知事は「暮らし安心日本一」をかかげ、「安心して子育てができる施策の推進」を表明されています。わが党としても、乳幼児医療費助成の現物給付の実施を強く、強く求めます。

●国民健康保険税について

長びく景気低迷によるリストラ、賃金カット、また、倒産、廃業など県民暮らし向きの厳しさは、一向に改善されておられません。このような生活不安や生活破壊が深刻化している今こそ、憲法25条に定められた「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権の理念にもとづいてこれを現実化することが求められていますが、実際には、現在の小泉政権の社会保障構造改革のもと、社会保障給付の削減、受益者負担原則にもとづいて社会保険料や利用者負担が増やされ、国保でいえば、保険税の滞納者に対しての制裁措置が強められるなど、社会保障が本来の生活保障の役割をはたすことができなくなっています。

2000年に、政府は、国民健康保険法を改悪し、「資格証明書」の発行を義務づけました。「資格証明書」は後で手続きをすれば、自己負担以外の分はもどってきますが、いったんは10割全額の支払いを窓口でしなければなりません。

本県でも、資格証明書は、1999年までの232世帯から一気に増え、2003年度は4092世帯となっています。もちろん、このほかに、全く保険証を持たない人もいます。

ある病院のケースワーカーにたずねると、今、具合が悪くても保険証がなくて病院に行けず、とうとう倒れて救急車で運ばれるという人や、医者から手術するように言われても、手術費が払えなくて断る人、また、入院していても、入院費が払えず、むりやり退院する人が増えるという「お金がなければ医療を受けられない」状況が進行しています。そのケースワーカーは、「保険証がない人は、病院にこないの、事態はもっと深刻です」と話されていました。

もともと、国保というのは、加入者の3割から4割は収入がゼロというほど、負担能力が低い高齢者や無職者などが多いわけですから、憲法25条の精神に即して、国民皆保険の立場での行政の施策が絶対に必要です。

国保税の負担の軽減については、国が適用基準を決めて補助金も出している「法定減免」については県として当然負担しておりますが、県下の市町村が独自に条例で定め、減免している「申請減免」については、県としては、全く補助していません。現在すべての市町村で、災害時や廃業、失業などによる所得激減の場合などの減免制度を設けています。

どの国保の会計も収納率の低下で苦しい状況の中でも、独自の減免制度を設けているのです。これに対して、まさしく、県民の命を守る立場で、市町村への補助をすべきと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

●災害被害者への支援策について

私は、今回の台風16号、18号の被害について、県内各地を回り、被害の実態の調査を行い、また、被害に遭われた方たちに直接お話を伺いました。

たとえば、浸水にあい、機械や商品をだめにしてしまった商店の方は、「高い機械が水につかって使えなくなった。払いもあるのにどうしたらいいかわからない。」福山町のニガウリ農家の方は「これから値段がよくなるニガウリが全滅して、現金収入がなくなった」また、大口市のネギ農家では「ネギもどれだけ回復するかわからない。機械代の借金の返済もあるのに困ってしまう」「しばらくは畑も見たくない」とがっくりと肩を落として話されました。

私が話を伺った専業農家の60代の農家の方は「息子に農業を継がせたけれど、かわいそうなことをした」と話され、その40代の息子さんは「農業でがんばろうと思って、ふるさとに帰ってきたが、台風のたびに、こんな状況では、もう勤めに出ようかと考えてしまう。」と話されました。

農業は、本県の基幹産業であります。農林漁業というのは、自然が相手の仕事です。日照り、水不足、豪雨、台風など、自然の力の前では、人間の努力も及びません。しかし、人の力では台風の襲来を避けることはできなくても、それによって生じた被害の復旧や損害の補填は人の力でできません。

このような被害に遭われた方たちに対して、県の支援策として、多少金利の低い融資の制度や、税金や公共料金の軽減の制度はありますが、実際の声を聞くと、「今でも経営が困難なのに、金利が安いと言っても、これ以上の借金はしたくない」と言われました。また、農作物の被害に対しては、共済の制度もありますが、もともと助け合いの制度ですから、被害額に比べると補填の割合は低くならざるを得ません。また、作物によっては共済がないものもあります。住宅の被害については、全壊した場合しか見舞金の対象とならず、金額も10万円だけです。

そこで、このような災害の支援策として、県の見舞金の制度を、全壊だけでなく、半壊や床上浸水の場合も対象としていただきたい。また、県独自の無利子、無担保、無保証人、の融資制度を創設していただきたい。

また、台風などの自然災害は毎年のように発生していますが、農作物の損害を直接補填するための基金を創設していただきたい。以上についてご答弁を求めます。

●住用村戸玉集落の採石場の問題について

わが党は、これまで、戸玉集落の住民とともに、採石場について、災害や環境破壊のおそれがあるとして、必要な監視体制や、防災対策の強化、指導、被害を及ぼしているところへは許可取り消しを含め対処することなどを、再三にわたり、県に強く要望してきました。

このような再三の災害の危険の指摘にもかかわらず、県が採石を許可し、このような状況にいたったのであり、県の責任は重大です。

知事は、就任前に、現場に行って亀裂の状況を視察されましたが、前任の知事時代のこととはいえ、県が認可した採石によって、住民が、自分の家に住めず、もう3ヶ月にもわたって避難生活を余儀なくされている、このことについて知事として、県の責任をどのように感じておられるか、そして抜本的な対策についてどのように考えておられるかお聞かせください。

●人工島問題について

これまでの質問で述べてきた私の立場は、県政は、県民の一人一人の暮らしを守り、福祉や教育の充実のためにこそ力を注ぐべきであるというものでした。そのためには、税金の使い方をどうしていくのかという大きな問題があります。

厳しい県財政の下で、何を守り、何を削っていくのかが問われます。

知事は、今回の選挙において、人工島についても、「凍結」という言葉を用いて、アピールされました。4人の候補者すべてが、その程度はともかく「見直し」や「凍結」という言葉を使わなければ、有権者の支持は得られないという判断からのことでもあります。それほど、「人工島はムダ」—この県民の声は大きいのです。知事もそう認識しておられるはずです。県民が「いらない」と言っている物を、まだ作り続ける気ですか。今終わっている事業は、埋め立ての枠だけで、これから岸壁、橋梁、道路や整地など、まだまだ多額の費用を要するものです。埋め立ては国の事業だといっても、それも私たちの税金であります。破綻した県財政を考えると即刻中止、これしかないのではないですか。

人工島がなぜ必要か。当初は、南の玄関口として、大型観光船のつく港を造るという目的でした。それが、国で通らないとなると、桜島の土石流の処分場が必要だという理由を見つけてきた。次は、県民の反対の声が強く、1工区までで、あとは凍結するという。2工区の埋め立ても行わないとすれば、桜島の土石流の処分場もやっぱり必要なかったということです。人工島の目的は破綻していることは明らかです。

では、知事、何のためにまだ人工島の工事を続けるといわれるのですか。知事が考えておられる人工島建設の必要性について明らかにしてください。

また、後の42.3haつまり2期工事については、知事の意志として中止することを明らかにすべきだと考えますがいかがですか。

◆答弁を受けて（二回目）

私は、県教委が発表した「県立高校の再編整備計画」は少子化を理由にした、地方切り捨てではないかと考えます。確かに地域によっては、子どもたちが地元の高校に行かず、生徒数が減っている高校がありますが、それは、単に、生徒や保護者、地元住民のせいではなく、戦後、県がすすめてきた学区の拡大や特別枠の拡大によって、高校の序列化がすすめられてきたことが大きな原因ではないでしょうか。そういう根本原因を解決することなく、生徒が少ないからといって、高校を即廃止するというのは、教育の機会均等を保障する上でも、地域で高校の果たしている役割を考える上でも、すべきではないと考えます。今こそ、少人数学級を高校でも実現するなど、県教委として、地方の高校の存続のために、地元と一緒に、創意・工夫をすべきだと思います。

医療、福祉の問題、災害の問題など私が質問の中で紹介した県民の苦しみ声はまだまだ一部であります。このような県民の苦しみや願いに応えていく県政を実現するためにも、人工島に象徴されるムダな大型開発をやめ、税金の使い方を県民の暮らしを守り福祉や教育を充実させる方向にきりかえていくべきであります。これこそ真の「改革」であります。県民の一人一人に暮らしを営んでいく力が十分にみなぎり、鹿児島に生まれ、鹿児島に育ち、鹿児島に暮らしてよかったといえる県政実現のためにわが党は全力をつくしていくことを表明し、質問を終わります。